

平成21年11月吉日

各位 殿

土壤汚染減損会計協議会

代表幹事 高松邦明（公認会計士）
代表幹事 工藤象三（不動産鑑定士）
代表幹事 今中忠行（京都大学名誉教授）

汚染された土壤等の評価と開示に関するアンケートご協力依頼の件

— 土壤汚染対策費・修復コスト・説明責任 —

拝啓、平素は格別のご配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご案内のように、米国オバマ政権、日本の鳩山政権は環境重視の政策を掲げております。産業の発展の過程で多くの便益を享受しましたが、他方で公害・環境破壊が進展しました。環境重視の政策は陰陽両面あり、陽の面は、経済の持続的発展をもたらす環境負荷の少ない技術の開発であります。他方、陰の面は、過去において環境を汚染・破壊したツケを払う技術すなわち環境修復技術の開発であります。

環境汚染・破壊に関しては、土壤汚染は、大阪市北区の大型複合施設「大阪アメニティパーク」(OAP)を舞台にした土壤汚染隠蔽事件が象徴的であります。

わが国における、土壤汚染の可能性のある土地は27.2万ha、汚染対策費は40兆円といわれています。

顕在化した重金属・有害化学物質等による土壤汚染等の問題で明らかになったことは、①対応の遅れた行政や企業に批判が集中した。②隠すことで経営リスクは巨大になる。徹底した情報開示が最終的に企業のメリットになるということでもあります。

2009年4月24日に改正土壤汚染対策法が公布され、1年以内に施行となりました。また、資産除去債務に関する会計基準は2010年4月1日開始事業年度から適用されることとなっています。

今後、企業は環境対策に待ったなしの対応を迫られると思われれます。同時に、透明性と説明責任を欠く企業経営が指弾され、企業の社会的責任(CRS)への関心が一層高まるものと考えます。

2009年4月24日に改正土壤汚染対策法が公布され、1年以内に施行となります。また、資産除去債務に関する会計基準は2010年4月1日開始事業年度から適用されることとなっています。

今後、企業は環境対策に待ったなしの対応を迫られると思われれます。同時に、透明性と説明責任を欠く企業経営が指弾され、企業の社会的責任(CRS)への関心が一層高まるものと考えます

「土壤汚染減損会計協議会」は、かかる状況下、就づく、土壤汚染問題に焦点を絞り取り組んでおります。

この問題の経営上の問題は以下の三点であります。第一に資産評価、第二に将来の浄化・修復に要する費用の見積もり、第三に、地球環境問題に係る社会的責任(CSR)、であります。弊会は、このような視点に立ち、経営との関連において、①土壤汚染のレベルの把握、②汚染浄化・修復技術の現状と課題、③汚染浄化・修復要する費用見積手法・見積額、④地球環境に及ぼす影響、⑤汚染土壤を有する土地等固定資産の評価手法・評価額、⑥開示、説明責任への対応等の諸問題につき調査研究を行っているところであります。

アンケート調査結果は、基本的には非公開としますが、アンケート協力者の方に対しては詳細を弊社ホームページ (<http://www.ctc-japan.org>)にて詳細を開示(パスワードを通知)致します。また最終的な報告書は平成22年1月下旬に郵送いたします。

貴社におかれましては、時節柄業務ご多用とは存じますが、当調査研究の趣旨をご理解賜り、何卒ご協力賜りますようお願い方々ご案内申し上げます。

敬 具